

行政処分の公表

当社は、2008年9月に近畿運輸局の巡回監査を受け、以下の行政処分を受けました。
今回の処分を厳粛に受け止め、全社員が基本に立ち返り、輸送の安全確保に努めてまいります。

記

(1) 処分の内容

- ・輸送施設の使用停止（30日車）

(2) 当該処分に基づき講じた措置

- ・乗務員の勤務管理の徹底
- ・点呼実施記録の改善
- ・乗務員台帳記載漏れ事項の追記
- ・自動車事故報告書（路上故障）の提出

(3) 処分を受けた日

- ・2009年2月27日

当社は2011年3月7日、発地が京都府、着地が兵庫県に存する旅客を運送した(臨時・偶発的なものと認められる)ため、以下の行政処分を受けました。

(1) 処分の内容

- ・輸送施設の使用停止（10日車）

(2) 当該処分に基づき講じた措置

- ・受注時における発着地点の確認の徹底
- ・当社ホームページに、当社営業区域が「大阪府下」であることを明示

(3) 処分を受けた日

- ・2011年3月31日

以上